

# いじめ問題対策委員会設置要綱

## 1 趣旨

いじめについての実態把握や防止対策をとるため、本校に「いじめ問題対策委員会」を設置する。

## 2 目的

- (1) 生徒一人一人が明るく生き生きと学校生活を過ごせるような指導・支援体制を構築する。
- (2) 生徒の心と行動を的確に把握し、共感的に対応できる校内体制を確立する。

## 3 活動内容

- (1) 生徒の学校生活に関する指導・支援をする。
- (2) 生徒の家庭生活に関して、保護者への啓発活動をする。
- (3) いじめの早期発見や指導・支援のための研修を推進する。
- (4) いじめ等に関する実態把握を行う。
- (5) その他、いじめ防止に関する必要な活動を行う。

## 4 構成

### (1) 学校関係

校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，生徒指導部職員，養護教諭，学年主任，スクールカウンセラー

### (2) 保護者関係

P T A会長，P T A研修育成委員長，学年委員長

### (3) 関係機関

本吉駐在所長，民生児童委員総務，主任児童委員，人権擁護委員

### (4) 生徒関係（ただし，必要な場合に限り出席させる）

生徒会長，生徒会副会長，生活委員会委員長

### (5) その他

必要に応じ関係者を招集する。

## 5 会の招集

- (1) 年2回定例委員会を行い，年1回実態調査を行う。
- (2) 必要に応じ委員長は会議を招集することができる。
- (3) 議長は委員長があたる。

## 6 役職

委員長 … 校長

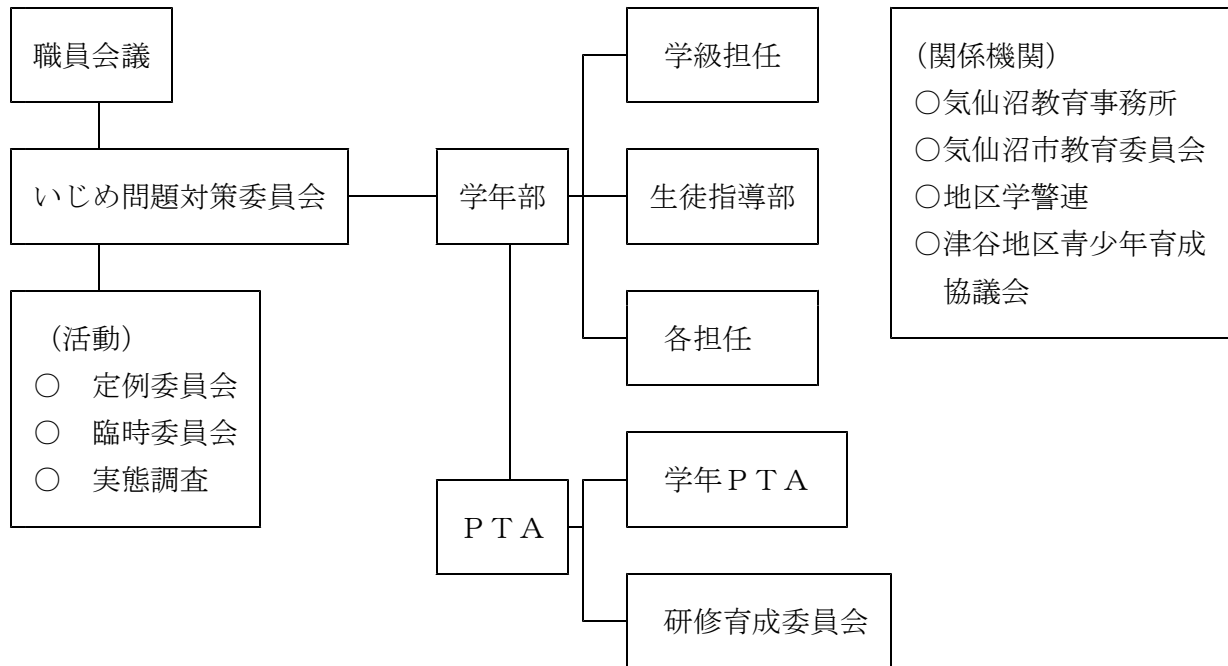
副委員長 … P T A会長

## 7 事務

この委員会の事務に関する事項は津谷中学校生徒指導主事が担当する。

# いじめ問題対策委員会組織

## 1 校内指導組織



## 2 情報収集の手段

- 定期教育相談
- 朝の会, 帰りの会
- 教師観察
- 生徒, 保護者からの情報提供
- 地域の方の情報提供
- 諸調査
- その他

## 3 いじめの指導対策

